差し押さえた不動産を売却します

不動產合同公売

▶問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)

納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して**財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)の差し押さえ**を行っています。

公売とは、税金に滞納があるため差し押さえた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。令和3年度は期間入札となり、開札の会場も執行機関ごとに異なります。詳しくは、税務会計課税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。 ※公売は中止になる場合があります。

URL http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/zeikin/nozei/kobai.html

入札期間 11月8日 9~19日 金 受付窓口 税務会計課 税務室

開札日 11月24日永 場所 役場 2階 第1会議室

不動産公売物件

	売却区分番号	所在地	種別	地目・種類	地積・床面積
吉岡町-	士岡町 _1	大字小倉字北田472番地8	土地	宅地	220.16㎡
	ا — (ساسا		建物	居宅	66.24m²
	吉岡町-2 大字上野日	大字上野田字夫婦石1934番地1	土地	宅地	1,160.00㎡
	د اساس — ک	人于工封田于大州石1954街地1	建物	事務所	90.26㎡
	吉岡町-3	大字北下字藤塚312番3	土地	雑種地	363.00m²

滞納は全ての人に不利益です!!

納付に困ったら、必ず納付相談を

町税は、定められた期限(納期限)までに、納税者が自主的に納付する ものです。しかし、一部に町税を納めない人がいることも事実です。

滞納を整理するためにかかる多額の費用は、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。したがって、期限までに納付した納税者や町にとって大きな不利益が生じます。

また、滞納は、納期限までに納税している大多数の納税者との公平性を 欠くことになります。**収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人に** は、き然とした態度で滞納処分を執行します。なお、納付が遅れれば、本 来納付する必要のなかった延滞金が加算され、同様に滞納処分の対象とな ります。

滞納によって、あらゆる不利益が生じます。町税の納付が困難な場合は、 早めに納付相談をしてください。

	差し押さえ処分実施件数 (令和2年度実績)			
	不動産	12件		
	出資金	3件		
債	預貯金	490件		
	給 与	38件		
権	その他	23件		
	合 計	566件		



▲タイヤロックにより自動車などを 差し押さえることもあります。